

岩手県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人慈孝会	二戸郡一戸町姉帯字下村 24番地1	鳥海の森ヘルパーステーション	二戸郡一戸町中里字下前 田3番地1	平成30年3月31日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団仁愛会	一関市真柴字吉ケ沢20番 地52	一関訪問看護ステーション	一関市真柴字吉ケ沢20番 地135	平成30年3月31日
医療法人三秋会	一関市中央町二丁目4番 2号	訪問看護ステーションさわなり	西磐井郡平泉町長島字砂 子沢6番地1	平成30年4月30日
医療法人三秋会	一関市中央町二丁目4番 2号	訪問看護ステーションやまゆり	一関市千厩町千厩字宮敷 45番地1	〃

3 地域密着型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人慈孝会	二戸郡一戸町姉帯字下村 24番地1	鳥海の森ディサービスセンター	二戸郡一戸町中里字下前 田3番地1	平成30年3月31日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目 4番14号	アースサポート奥州	奥州市水沢区後田16番地 4	平成30年3月31日

5 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団仁愛会	一関市真柴字吉ケ沢20番 地52	一関訪問看護ステーション	一関市真柴字吉ケ沢20番 地135	平成30年3月31日
医療法人三秋会	一関市中央町二丁目4番 2号	訪問看護ステーションさわなり	西磐井郡平泉町長島字砂 子沢6番地1	平成30年4月30日
医療法人三秋会	一関市中央町二丁目4番 2号	訪問看護ステーションやまゆり	一関市千厩町千厩字宮敷 45番地1	〃

6 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人慈孝会	二戸郡一戸町姉帯字下村 24番地1	鳥海の森ヘルパーステーション	二戸郡一戸町中里字下前 田3番地1	平成30年3月31日
社会福祉法人慈孝会	二戸郡一戸町姉帯字下村 24番地1	鳥海の森デイサービスセンター	二戸郡一戸町中里字下前 田3番地1	〃